

(資料 1)

令和 8 年 第 3 回
鴨 川 市 議 会 定 例 会

－ 議 案 説 明 資 料 1 －

令和 8 年 8 月 28 日提出

目次

議案番号	議案名	担当課	ページ
議案第 59 号	鴨川市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について	市民生活課	4
議案第 60 号	鴨川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	財政課	6
議案第 61 号	鴨川市郷土資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	生涯学習課	9
議案第 62 号	鴨川市文化財センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	生涯学習課	12
議案第 63 号	鴨川市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	スポーツ振興課	15
議案第 64 号	鴨川市総合運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	スポーツ振興課	16
議案第 65 号	鴨川市小湊さとうみ学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	スポーツ振興課	23
議案第 66 号	鴨川市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	子ども支援課	27
議案第 67 号	鴨川市立認定こども園設置条例の一部を改正する条例の制定について	子ども支援課	30
議案第 68 号	鴨川市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について	農林水産課	32
議案第 69 号	鴨川市消防条例の一部を改正する条例の制定について	危機管理課	34
議案第 70 号	令和 8 年度鴨川市一般会計補正予算（第 2 号）	財政課	35
議案第 71 号	令和 8 年度鴨川市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	市民生活課	41
議案第 72 号	令和 8 年度鴨川市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	健康推進課	44
議案第 73 号	令和 8 年度鴨川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	市民生活課	46
議案第 74 号	令和 8 年度鴨川市病院事業会計補正予算（第 1 号）	国保病院	48
認定第 1 号	令和 7 年度鴨川市一般会計歳入歳出決算の認定について	財政課	資料 2
認定第 2 号	令和 7 年度鴨川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	市民生活課	
認定第 3 号	令和 7 年度鴨川市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	健康推進課	
認定第 4 号	令和 7 年度鴨川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	市民生活課	
認定第 5 号	令和 7 年度鴨川市病院事業会計決算の認定について	国保病院	51
報告第 5 号	令和 6 年度鴨川市の健全化判断比率に係る実質公債費比率の更正について	財政課	53

報告第 6 号	令和 7 年度鴨川市の健全化判断比率について	財政課	54
報告第 7 号	令和 7 年度鴨川市病院事業会計の資金不足比率について	国保病院	55

議案第 59 号

鴨川市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

令和 8 年 6 月 30 日に公布された地方自治法施行規則の一部を改正する省令（令和 8 年総務省令第 86 号）が令和 8 年 10 月 1 日から施行されることに伴い、鴨川市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 15 号）の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議決を求める。

2 内容

条文の整備を行う。

3 施行期日

令和 8 年 10 月 1 日

鴨川市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
（登録） 第 4 条 市長は、前条第 1 項の申請があったときは、当該申請をした者が当該申請に係る認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該申請に係る申請書に記載されている事項等について、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）<u>第 21 条第 2 項</u>の規定により作成された台帳（以下「地縁団体台帳」という。）の記載事項及び個人印鑑に係る印鑑登録原票の印影その他の登録事項との照合その他の審査をした上、認可地縁団体印鑑登録原票により	（登録） 第 4 条 市長は、前条第 1 項の申請があったときは、当該申請をした者が当該申請に係る認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該申請に係る申請書に記載されている事項等について、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）<u>第 18 条の 3 第 1 項</u>の規定により作成された台帳（以下「地縁団体台帳」という。）の記載事項及び個人印鑑に係る印鑑登録原票の印影その他の登録事項との照合その他の審査をした上、認可地縁団体印鑑登録原票に

登録するものとする。 (代理人による申請) 第12条 地方自治法施行規則第19条第1項第1号トの規定により代表者等の代理人の告示が行われている認可地縁団体にあつては、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人によりこの条例に基づく申請をすることができる。 2 略	より登録するものとする。 (代理人による申請) 第12条 地方自治法施行規則第18条の3第1項第7号に規定する代理人を置いている認可地縁団体にあつては、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人によりこの条例に基づく申請をすることができる。 2 略
--	---

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

議案第 60 号

鴨川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

手数料の見直しを行い、受益者負担の適正化を図るため、鴨川市手数料条例（平成 17 年鴨川市条例第 53 号）の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議決を求める。

2 内容

- （１） 租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）に基づく優良住宅の認定の申請に対する審査に係る手数料のうち、50,000 ㎡を超えるときの手数料の額を 1 件につき 58,000 円（現行 57,000 円）とする。
- （２） 浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）に基づく浄化槽清掃業の許可申請手数料の額を 1 件につき 5,000 円（現行 3,000 円）とする。
- （３） 租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）に基づく住宅用家屋の証明の申請に対する審査に係る手数料の額を 1 件につき 1,300 円（現行 600 円）とする。
- （４） 土地台帳及び家屋台帳の閲覧に係る手数料の規定を削る。
- （５） 航空写真の写しの交付に係る手数料の額を 1 枚につき 600 円とする。
- （６） 重ね図（地番図及び航空写真）の写しの交付に係る手数料の額を 1 枚につき 600 円とする。

3 施行期日

令和 9 年 4 月 1 日

鴨川市手数料条例 新旧対照表

改正前	改正後
別表（第 3 条、第 4 条関係）	別表（第 3 条、第 4 条関係）

手数料を徴収する事務	手数料の金額	手数料を徴収する事務	手数料の金額
略		略	
租税特別措置法第 28 条の 4 第 3 項 第 6 号及び第 7 号ロ、第 31 条の 2 第 2 項第 15 号ニ、第 62 条の 3 第 4 項第 15 号ニ並びに第 63 条第 3 項第 6 号及 び第 7 号ロに規定する住宅の新築が 優良な住宅の供給に寄与するもので あることについての認定の申請に対 する審査	新築住宅の床面積の合計が 100m ² 以下のとき 1 件につき 6,200 円 100m ² を超え 500m ² 以下のと き 1 件につき 8,600 円 500m ² を超え 2,000m ² 以下の とき 1 件につき 13,000 円 2,000m ² を超え 10,000m ² 以下 のとき 1 件につき 35,000 円 10,000m ² を超え 50,000m ² 以 下のとき 1 件につき 43,000 円 50,000m ² を超えるとき 1 件につき <u>57,000 円</u>	租税特別措置法第 28 条の 4 第 3 項 第 6 号及び第 7 号ロ、第 31 条の 2 第 2 項第 15 号ニ、第 62 条の 3 第 4 項第 15 号ニ並びに第 63 条第 3 項第 6 号及 び第 7 号ロに規定する住宅の新築が 優良な住宅の供給に寄与するもので あることについての認定の申請に対 する審査	新築住宅の床面積の合計が 100m ² 以下のとき 1 件につき 6,200 円 100m ² を超え 500m ² 以下のと き 1 件につき 8,600 円 500m ² を超え 2,000m ² 以下の とき 1 件につき 13,000 円 2,000m ² を超え 10,000m ² 以下 のとき 1 件につき 35,000 円 10,000m ² を超え 50,000m ² 以 下のとき 1 件につき 43,000 円 50,000m ² を超えるとき 1 件につき <u>58,000 円</u>
略		略	
浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号） 第 35 条第 1 項の規定による浄化槽清 掃業の許可申請手数料	1 件につき <u>3,000 円</u>	浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号） 第 35 条第 1 項の規定による浄化槽清 掃業の許可申請手数料	1 件につき <u>5,000 円</u>
略		略	

租税特別措置法施行令（昭和 32 年 政令第 43 号）第 41 条各号又は第 42 条第 1 項に規定する個人の新築又は 取得をした家屋がこれらの規定に規 定する家屋に該当するものであるこ とについての証明の申請に対する審 査	1 件につき <u>600 円</u>	租税特別措置法施行令（昭和 32 年 政令第 43 号）第 41 条各号又は第 42 条第 1 項に規定する個人の新築又は 取得をした家屋がこれらの規定に規 定する家屋に該当するものであるこ とについての証明の申請に対する審 査	1 件につき <u>1,300 円</u>
略		略	
税務事務に係る申告書の写しの交 付	略	税務事務に係る申告書の写しの交 付	略
<u>土地台帳の閲覧</u>	<u>1 件（6 筆）につき 300 円</u>	(削る)	
<u>家屋台帳の閲覧</u>	<u>1 件（6 棟）につき 300 円</u>		
地番図、地籍図等の閲覧及び写しの 交付	略	地番図、地籍図等の閲覧及び写しの 交付	略
(新設)		<u>航空写真の写しの交付</u>	<u>1 枚につき 600 円</u>
		<u>重ね図（地番図及び航空写真）の写 しの交付</u>	<u>1 枚につき 600 円</u>

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 61 号

鴨川市郷土資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

鴨川市郷土資料館の入館料（以下「入館料」という。）の見直しを行い、受益者負担の適正化を図るため、鴨川市郷土資料館の設置及び管理に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 84 号）の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議決を求める。

2 内容

- （１） 市民（市内に住所を有し、かつ、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基づく本市の住民基本台帳に記録されている者をいう。）及び市内の学校に在学している者の入館料の無料措置を廃止（市民である小中高校生及び小学生未満の者の入館料の無料措置を除く。）し、入館料の区分及び金額を改める。
- （２） 特別の展示に係る入館料を、当該展示の開催に要する費用を勘案して市長が別に定める額とする。

3 施行期日

令和 9 年 4 月 1 日

鴨川市郷土資料館の設置及び管理に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
(入館料) 第 3 条 資料館入館者は、 <u>別表第 1</u> に定める入館料を納入しなければならない。 <u>ただし、次に掲げる者は、無料とする。</u> <u>(1) 本市に住所を有し、かつ、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基づく本市の住民基本台帳に記録されている者</u>	(入館料) 第 3 条 資料館入館者は、 <u>別表</u> に定める入館料を納入しなければならない。 (削る)

(2) 市内の学校に在学している者

2 市は、資料館において期日を定めて特別の展示を行う場合は、別表第2に定める額を限度として、前項の規定による入館料の額を超える額の入館料を徴収することができる。

3 略

別表第1（第3条関係）

入館料

<u>個人</u>		<u>団体（20人以上をいう。）</u>	
<u>一般</u>	<u>小中高校生</u>	<u>一般</u>	<u>小中高校生</u>
<u>1人1回</u> 200 円	<u>1人1回</u> 150 円	<u>1人1回</u> 140 円	<u>1人1回</u> 100 円

備考 小学生未満は、無料とする。

別表第2（第3条関係）

特別の展示に係る入館料の限度額

<u>個人</u>		<u>団体（20人以上をいう。）</u>	
<u>一般</u>	<u>小中高校生</u>	<u>一般</u>	<u>小中高校生</u>
<u>1人1回</u> 500 円	<u>1人1回</u> 300 円	<u>1人1回</u> 300 円	<u>1人1回</u> 200 円

(削る)

2 前項の規定にかかわらず、資料館において特別の展示を行う場合の入館料は、当該展示の開催に要する費用を勘案して市長が別に定める額とする。

3 略

別表（第3条関係）

入館料

<u>区分</u>	<u>個人</u>		<u>団体（20人以上をいう。）</u>	
	<u>一般</u>	<u>小中高校生</u>	<u>一般</u>	<u>小中高校生</u>
<u>市民</u>	<u>1人1回</u> 200 円	<u>無料</u>	<u>1人1回</u> 140 円	<u>無料</u>
<u>市民以外</u>	<u>1人1回</u> 300 円	<u>1人1回</u> 150 円	<u>1人1回</u> 200 円	<u>1人1回</u> 100 円

備考

1 市民とは、本市に住所を有し、かつ、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基づく本市の住民基本台帳に記録されている者をいう。

2 小学生未満は、無料とする。

(削る)

備考 小学生未満は、無料とする。	
------------------	--

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 62 号

鴨川市文化財センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

鴨川市文化財センターの入館料（以下「入館料」という。）の見直しを行い、受益者負担の適正化を図るため、鴨川市文化財センターの設置及び管理に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 85 号）の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議決を求める。

2 内容

- （１） 市民（市内に住所を有し、かつ、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基づく本市の住民基本台帳に記録されている者をいう。）及び市内の学校に在学している者の入館料の無料措置を廃止（市民である小中高校生及び小学生未満の者の入館料の無料措置を除く。）し、入館料の区分及び金額を改める。
- （２） 特別の展示に係る入館料を、当該展示の開催に要する費用を勘案して市長が別に定める額とする。

3 施行期日

令和 9 年 4 月 1 日

鴨川市文化財センターの設置及び管理に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
（入館料） 第 3 条 文化財センター入館者は、<u>別表第 1</u>に定める入館料を納入しなければならない。<u>ただし、次に掲げる者は、無料とする。</u> （１） <u>本市に住所を有し、かつ、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基づく本市の住民基本台帳に記録されている者</u>	（入館料） 第 3 条 文化財センター入館者は、<u>別表</u>に定める入館料を納入しなければならない。 （削る）

(2) 市内の学校に在学している者

2 市は、文化財センターにおいて期日を定めて特別の展示を行う場合は、別表第2に定める額を限度として、前項の規定による入館料の額を超える額の入館料を徴収することができる。

3 略

別表第1（第3条関係）

入館料

個人		団体（20人以上をいう。）	
一般	小中高校生	一般	小中高校生
1人1回 200円	1人1回 150円	1人1回 140円	1人1回 100円

備考

1 小学生未満は、無料とする。

2 郷土資料館において入館料を支払った者は、無料とする。

別表第2（第3条関係）

特別の展示に係る入館料の限度額

個人		団体（20人以上をいう。）	
一般	小中高校生	一般	小中高校生
1人1回	1人1回	1人1回	1人1回

(削る)

2 前項の規定にかかわらず、文化財センターにおいて特別の展示を行う場合の入館料は、当該展示の開催に要する費用を勘案して市長が別に定める額とする。

3 略

別表（第3条関係）

入館料

区分	個人		団体（20人以上をいう。）	
	一般	小中高校生	一般	小中高校生
市民	1人1回 200円	無料	1人1回 140円	無料
市民以外	1人1回 300円	1人1回 150円	1人1回 200円	1人1回 100円

備考

1 市民とは、本市に住所を有し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本市の住民基本台帳に記録されている者をいう。

2 小学生未満は、無料とする。

3 郷土資料館において入館料を支払った者は、無料とする。

(削る)

<u>500 円</u>	<u>300 円</u>	<u>300 円</u>	<u>200 円</u>	
備考 小学生未満は、無料とする。				

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 63 号

鴨川市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

鴨川市宮運動広場を廃止するため、鴨川市社会体育施設の設置及び管理に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 92 号）の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議決を求める。

2 内容

鴨川市宮運動広場を廃止する。

3 施行期日

令和 8 年 10 月 1 日

鴨川市社会体育施設の設置及び管理に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後																
(名称及び位置) 第 2 条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。	(名称及び位置) 第 2 条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。																
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>鴨川市小湊スポーツ館</td><td>略</td></tr><tr><td>鴨川市宮運動広場</td><td>鴨川市宮 596 番地 1</td></tr></table>	名称	位置	略		鴨川市小湊スポーツ館	略	鴨川市宮運動広場	鴨川市宮 596 番地 1	<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>鴨川市小湊スポーツ館</td><td>略</td></tr><tr><td colspan="2">(削る)</td></tr></table>	名称	位置	略		鴨川市小湊スポーツ館	略	(削る)	
名称	位置																
略																	
鴨川市小湊スポーツ館	略																
鴨川市宮運動広場	鴨川市宮 596 番地 1																
名称	位置																
略																	
鴨川市小湊スポーツ館	略																
(削る)																	

附 則

この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

議案第 64 号

鴨川市総合運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

鴨川市総合運動施設の使用料の見直しを行い、受益者負担の適正化を図るため、鴨川市総合運動施設の設置及び管理に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 93 号）の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議決を求める。

2 内容

- （１） 野球場、ソフトボール場、投手練習場、陸上競技場及びサッカー場について、営利を目的とする催し物で利用する場合の使用料を設定する。
- （２） 陸上競技場を個人利用する場合の小中学生の使用料の額を 120 円（現行無料）とする。
- （３） 交流棟のトレーニングルームの利用に係る使用料の額を改定する。
- （４） 文化体育館及び交流棟の使用料に係る利用目的について、宣伝に係る区分を削る。

3 施行期日

令和 9 年 4 月 1 日

鴨川市総合運動施設の設置及び管理に関する条例 新旧対照表

改正前			改正後		
別表（第 8 条関係）			別表（第 8 条関係）		
1 文化体育館			1 文化体育館		
区分	1 時間当たりの使用料		区分	1 時間当たりの使用料	
	午前 8 時 30 分から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 9 時まで		午前 8 時 30 分から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 9 時まで

主体育室（アリーナ部分）	略				
	集会・その他の催し物	入場料を徴収しない場合	営利又は <u>宣伝</u> を目的としない場合	4,400	6,600
			営利又は <u>宣伝</u> を目的とする場合	22,000	33,000
		入場料を徴収する場合	営利又は <u>宣伝</u> を目的としない場合	11,000	16,500
			営利又は <u>宣伝</u> を目的とする場合	44,000	66,000
会議室	営利又は <u>宣伝</u> を目的としない場合			990	1,480
	営利又は <u>宣伝</u> を目的とする場合			4,950	7,420
附属設備	電動椅子			1回（1日）につき 55,000円（営利又は <u>宣伝</u> を目的とする場合に限る。）	

主体育室（アリーナ部分）	略				
	集会・その他の催し物	入場料を徴収しない場合	営利を目的としない場合	4,400	6,600
			営利を目的とする場合	22,000	33,000
		入場料を徴収する場合	営利を目的としない場合	11,000	16,500
			営利を目的とする場合	44,000	66,000
会議室	営利を目的としない場合			990	1,480
	営利を目的とする場合			4,950	7,420
附属設備	電動椅子			1回（1日）につき 55,000円（営利を目的とする場合に限る。）	

	椅子（電動椅子を除く。）	1 回（1 日）につき 1 脚 50 円（営利又は宣伝を目的とする場合に限る。）
	長机	1 回（1 日）につき 1 脚 110 円（営利又は宣伝を目的とする場合に限る。）
	移動ステージ用台	1 回（1 日）につき 1 台 220 円（営利又は宣伝を目的とする場合に限る。）
	略	

備考 略

2 野球場

区分			2 時間当たりの使用料
グラウンド	入場料を徴収しない場合	略	
		アマチュア以外	略
		（新設）	
	入場料を徴収する場合	高校生以下	略
		略	
		アマチュア以外	略
		（新設）	
附属設備	略		

備考 略

	椅子（電動椅子を除く。）	1 回（1 日）につき 1 脚 50 円（営利を目的とする場合に限る。）
	長机	1 回（1 日）につき 1 脚 110 円（営利を目的とする場合に限る。）
	移動ステージ用台	1 回（1 日）につき 1 台 220 円（営利を目的とする場合に限る。）
	略	

備考 略

2 野球場

区分			2 時間当たりの使用料
グラウンド	入場料を徴収しない場合	略	
		アマチュア以外	略
		その他営利を目的とする催し物	9,900
	入場料を徴収する場合	高校生以下	略
		略	
		アマチュア以外	略
		その他営利を目的とする催し物	49,500
附属設備	略		

備考 略

3 ソフトボール場			
区分		2 時間当たりの使用料	
略			
アマチュア以外		略	
(新設)			
備考 略			
4 投手練習場			
区分		1 箇所 2 時間当たりの使用料	
略			
アマチュア以外		略	
(新設)			
備考 略			
5 陸上競技場			
区分		2 時間当たりの使用料	
競技場	入場料を徴収しない場合	略	
		アマチュア以外	略
		(新設)	
	入場料を徴収する場合	略	
		アマチュア以外	略
		(新設)	

3 ソフトボール場			
区分		2 時間当たりの使用料	
略			
アマチュア以外		略	
<u>その他営利を目的とする催し物</u>		5,280	
備考 略			
4 投手練習場			
区分		1 箇所 2 時間当たりの使用料	
略			
アマチュア以外		略	
<u>その他営利を目的とする催し物</u>		1,980	
備考 略			
5 陸上競技場			
区分		2 時間当たりの使用料	
競技場	入場料を徴収しない場合	略	
		アマチュア以外	略
		<u>その他営利を目的とする催し物</u>	14,520
	入場料を徴収する場合	略	
		アマチュア以外	略
		<u>その他営利を目的とする催し物</u>	58,080

	個人利用	<u>小中学生</u>	<u>無料</u>
		略	
略			

備考

(1) 略

(2) 市民及び勝浦市に住所を有する者以外の者が利用する場合の使用料（附属設備の利用に係る使用料を除く。）の額は、上記の額の2倍の額（個人利用の小中学生にあつては、180円）とする。

(3)・(4) 略

6 サッカー場

区分		1時間当たりの使用料	
		午前8時30分から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
グラウンド	略		
	アマチュア以外	略	
	(新設)		
照明		略	

備考 略

7 交流棟

区分		1時間当たりの使用料	
		午前8時30分から午後5時まで	午後5時から午後9時まで

		<u>的とする催し物</u>	
	個人利用	<u>小中学生</u>	<u>120</u>
		略	
略			

備考

(1) 略

(2) 市民及び勝浦市に住所を有する者以外の者が利用する場合の使用料（附属設備の利用に係る使用料を除く。）の額は、上記の額の2倍の額とする。

(3)・(4) 略

6 サッカー場

区分		1時間当たりの使用料	
		午前8時30分から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
グラウンド	略		
	アマチュア以外	略	
	<u>その他営利を目的とする催し物</u>	<u>6,600</u>	<u>9,900</u>
照明		略	

備考 略

7 交流棟

区分		1時間当たりの使用料	
		午前8時30分から午後5時まで	午後5時から午後9時まで

市民ラウンジの会議スペース	営利又は <u>宣伝</u> を目的としない場合	円 660	円 990
	営利又は <u>宣伝</u> を目的とする場合	3,300	4,950
略			
トレーニンググループ	団体利用	<u>660</u>	<u>990</u>
	個人利用	<u>110</u>	<u>160</u>
会議室	営利又は <u>宣伝</u> を目的としない場合	660	990
	営利又は <u>宣伝</u> を目的とする場合	3,300	4,950
多目的室	営利又は <u>宣伝</u> を目的としない場合	660	990
	営利又は <u>宣伝</u> を目的とする場合	3,300	4,950
附属設備	椅子	1回（1日）につき1脚50円（営利又は <u>宣伝</u> を目的とする場合に限る。）	
	長机	1回（1日）につき1脚110円（営利又は <u>宣伝</u> を目的とする場合に限る。）	
	略		

備考 略

市民ラウンジの会議スペース	営利を目的としない場合	円 660	円 990
	営利を目的とする場合	3,300	4,950
略			
トレーニンググループ	団体利用	<u>1,000</u>	<u>1,500</u>
	個人利用	<u>200</u>	<u>300</u>
会議室	営利を目的としない場合	660	990
	営利を目的とする場合	3,300	4,950
多目的室	営利を目的としない場合	660	990
	営利を目的とする場合	3,300	4,950
附属設備	椅子	1回（1日）につき1脚50円（営利を目的とする場合に限る。）	
	長机	1回（1日）につき1脚110円（営利を目的とする場合に限る。）	
	略		

備考 略

8 仮設売店 略	8 仮設売店 略
-------------	-------------

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に利用する鴨川市総合運動施設の利用に係る使用料について適用し、施行日前に利用した鴨川市総合運動施設の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第 65 号

鴨川市小湊さとうみ学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

鴨川市小湊さとうみ学校の使用料の見直しを行い、受益者負担の適正化を図るため、鴨川市小湊さとうみ学校の設置及び管理に関する条例（令和 3 年鴨川市条例第 24 号）の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議決を求める。

2 内容

- （1） 交流棟の客室の宿泊を伴う場合の使用料の額を 4,000 円（現行 3,000 円）とする。
- （2） 使用料に係る利用目的について、宣伝に係る区分を削る。

3 施行期日

令和 9 年 4 月 1 日

鴨川市小湊さとうみ学校の設置及び管理に関する条例 新旧対照表

改正前			改正後		
別表第 1（第 11 条関係）			別表第 1（第 11 条関係）		
1 交流棟			1 交流棟		
区分		使用料	区分		使用料
略			略		
談話室	営利又は <u>宣伝</u> を目的としない場合	無料	談話室	営利を目的としない場合	無料
	営利又は <u>宣伝</u> を目的とする場合	1 室 1 時間につき 300 円		営利を目的とする場合	1 室 1 時間につき 300 円

多目的室	営利又は <u>宣伝</u> を目的としない場合	1室1時間につき 500 円	多目的室	営利を目的としない場合	1室1時間につき 500 円
	営利又は <u>宣伝</u> を目的とする場合	1室1時間につき 2,500 円		営利を目的とする場合	1室1時間につき 2,500 円
客室	宿泊を伴う場合	1人1泊につき <u>3,000 円</u>	客室	宿泊を伴う場合	1人1泊につき <u>4,000 円</u>
	宿泊を伴わない場合で営利又は <u>宣伝</u> を目的としないとき	1室1時間につき 500 円		宿泊を伴わない場合で営利を目的としないとき	1室1時間につき 500 円
	宿泊を伴わない場合で営利又は <u>宣伝</u> を目的とするとき	1室1時間につき 2,500 円		宿泊を伴わない場合で営利を目的とするとき	1室1時間につき 2,500 円
略			略		
備考			備考		
(1)・(2) 略			(1)・(2) 略		
(3) 市民及び勝浦市に住所を有する者以外の者が営利又は <u>宣伝</u> を目的としない利用をする場合の談話室の使用料の額は、市民及び勝浦市に住所を有する者以外の者が営利又は <u>宣伝</u> を目的とする利用をする場合の使用料の額の5分の1の額とする。			(3) 市民及び勝浦市に住所を有する者以外の者が営利を目的としない利用をする場合の談話室の使用料の額は、市民及び勝浦市に住所を有する者以外の者が営利を目的とする利用をする場合の使用料の額の5分の1の額とする。		
(4)～(8) 略			(4)～(8) 略		
2 体育館			2 体育館		
区分		1時間当たりの使用料	区分		1時間当たりの使用料
		午前8時30分から午後5時まで			午前8時30分から午後5時まで
		午後5時から午後9時まで			午後5時から午後9時まで

アリーナ	入場料を徴収しない場合	営利又は <u>宣伝</u> を目的としない場合	円 1,200	円 1,800
		営利又は <u>宣伝</u> を目的とする場合	6,000	9,000
	入場料を徴収する場合	営利又は <u>宣伝</u> を目的としない場合	3,000	4,500
		営利又は <u>宣伝</u> を目的とする場合	12,000	18,000
略				
備考 略				
3 フットサルコート				
区分			1面1時間当たりの使用料	
			午前8時30分から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
グラウンド	入場料を徴収しない場合	営利又は <u>宣伝</u> を目的としない場合	円 600	円 900

アリーナ	入場料を徴収しない場合	営利を目的としない場合	円 1,200	円 1,800
		営利を目的とする場合	6,000	9,000
	入場料を徴収する場合	営利を目的としない場合	3,000	4,500
		営利を目的とする場合	12,000	18,000
略				
備考 略				
3 フットサルコート				
区分			1面1時間当たりの使用料	
			午前8時30分から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
グラウンド	入場料を徴収しない場合	営利を目的としない場合	円 600	円 900

		営利又は <u>宣伝</u> を目的とする 場合	3, 000	4, 500
	入場料を 徴収する 場合	営利又は <u>宣伝</u> を目的としな い場合	1, 500	2, 250
		営利又は <u>宣伝</u> を目的とする 場合	6, 000	9, 000
略				
備考 略				
4 附属設備				
略				
備考 営利又は <u>宣伝</u> を目的としない場合は、無料とする。				

		営利を目的と する場合	3, 000	4, 500
	入場料を 徴収する 場合	営利を目的と しない場合	1, 500	2, 250
		営利を目的と する場合	6, 000	9, 000
略				
備考 略				
4 附属設備				
略				
備考 営利を目的としない場合は、無料とする。				

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1の1交流棟の表客室の部宿泊を伴う場合の項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に利用する鴨川市小湊さとうみ学校の利用に係る使用料（この条例の公布の日（以下「公布日」という。）前に許可を受けた施行日以後に利用する鴨川市小湊さとうみ学校の利用に係る使用料を除く。）について適用し、施行日前に利用した鴨川市小湊さとうみ学校の利用に係る使用料及び公布日前に許可を受けた施行日以後に利用する鴨川市小湊さとうみ学校の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第 66 号

鴨川市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

子どもの医療（通院、入院又は調剤をいう。）に要する費用（以下「医療費」という。）の助成のうち、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 1 項第 2 号に掲げる所得割を課される世帯（以下「課税世帯」という。）に属する子どもの医療費について、自己負担額を控除した額を助成する等の改正を行うため、鴨川市子ども医療費の助成に関する条例（平成 28 年鴨川市条例第 3 号）の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議決を求める。

2 内容

- （1） 課税世帯に属する子どもの医療費の助成について、令和 9 年 4 月 1 日診療分から、入院 1 日又は通院 1 回につき 300 円を自己負担とする。
なお、調剤については、自己負担はないものとする。
- （2） 上記（1）について、同一医療機関における同一月の受診は、入院は 10 日（上限 3,000 円）、通院は 5 回（上限 1,500 円）を自己負担の上限とし、上限を超える部分については、自己負担はないものとする。

3 施行期日

令和 9 年 4 月 1 日

鴨川市子ども医療費の助成に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
（助成額） 第 5 条 医療費として助成する額（以下「助成額」という。）は、次に掲げる額とする。	（助成額） 第 5 条 医療費として助成する額（以下「助成額」という。）は、次に掲げる額から子どもの属する世帯の区分に応じ、別表に定める額を控除した額とする。

(1)・(2) 略

2 略

(助成の方法)

第8条 医療費の助成は、保険医療機関の請求に基づき受給者が支払うべき一部負担金又は自己負担金を市が当該保険医療機関に支払う方法により行う。

2 前条及び前項の規定にかかわらず、助成対象者が一部負担金又は自己負担金を保険医療機関に支払った場合は、当該一部負担金又は自己負担金に相当する額を当該助成対象者に支払う方法により医療費の助成を行う。

3 略

附 則

1～3 略

(新設)

(1)・(2) 略

2 略

(助成の方法)

第8条 医療費の助成は、第5条の規定により算出される額を市が当該保険医療機関に支払う方法により行う。

2 前条及び前項の規定にかかわらず、助成対象者が一部負担金又は自己負担金を保険医療機関に支払った場合は、その支払った医療費のうち第5条の規定により算出される額を当該助成対象者に支払う方法により医療費の助成を行う。

3 略

附 則

1～3 略

別表（第5条関係）

<u>世帯区分</u>	<u>自己負担額</u>
<u>市町村民税（地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する市町村民税をいい、同法に規定する特別区民税を含む。以下同じ。）が非課税である世帯</u>	<u>0円</u>
<u>市町村民税の均等割のみが課税されている世帯</u>	<u>0円</u>
<u>市町村民税の所得割が課税されている世帯</u>	<u>入院1日又は通院1回につき300円</u>

	<u>備考</u> <u>1 世帯区分の認定は、毎年 7 月 1 日における市町村民税の課税状況により行うものとする。</u> <u>2 同一の子どもが同一の日に入院及び通院をした場合は、それぞれについて自己負担するものとする。</u> <u>3 同一医療機関における同一月の受診で入院が 10 日又は通院が 5 回を超える場合の当該超える日数又は回数分に係る自己負担額は 0 円とする。</u>
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の鴨川市子ども医療費の助成に関する条例（以下「新子ども医療費助成条例」という。）第 8 条第 1 項の規定による助成の方法の変更に伴う受給券の更新に関し必要な行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 新子ども医療費助成条例の規定は、施行日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

議案第 67 号

鴨川市立認定こども園設置条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

鴨川市立鴨川認定こども園を廃止するため、鴨川市立認定こども園設置条例（平成 29 年鴨川市条例第 14 号）の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議決を求める。

2 内容

鴨川市立鴨川認定こども園を廃止する。

3 施行期日

令和 9 年 4 月 1 日

鴨川市立認定こども園設置条例 新旧対照表

改正前	改正後																								
（名称及び位置） 第 2 条 認定こども園の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>鴨川市立長狭認定こども園</td><td>略</td></tr><tr><td>鴨川市立鴨川認定こども園</td><td>鴨川市横渚 510 番地</td></tr><tr><td>鴨川市立田原認定こども園</td><td>略</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></table>	名称	位置	略		鴨川市立長狭認定こども園	略	鴨川市立鴨川認定こども園	鴨川市横渚 510 番地	鴨川市立田原認定こども園	略	略		（名称及び位置） 第 2 条 認定こども園の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>鴨川市立長狭認定こども園</td><td>略</td></tr><tr><td colspan="2">（削る）</td></tr><tr><td>鴨川市立田原認定こども園</td><td>略</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></table>	名称	位置	略		鴨川市立長狭認定こども園	略	（削る）		鴨川市立田原認定こども園	略	略	
名称	位置																								
略																									
鴨川市立長狭認定こども園	略																								
鴨川市立鴨川認定こども園	鴨川市横渚 510 番地																								
鴨川市立田原認定こども園	略																								
略																									
名称	位置																								
略																									
鴨川市立長狭認定こども園	略																								
（削る）																									
鴨川市立田原認定こども園	略																								
略																									

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 68 号

鴨川市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

安房郡市広域市町村圏事務組合が定める火災予防条例（昭和 47 年安房郡市広域市町村圏事務組合条例第 8 号。以下「火災予防条例」という。）の一部が改正されたことから、同条例との整合を図る等のため、鴨川市火入れに関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 129 号）の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議決を求める。

2 内容

- （１） 火入れを行ってはならない要件に林野火災注意報（火災予防条例第 29 条の 8 の規定により安房郡市広域市町村圏事務組合消防長（以下「消防長」という。）が気象の状況が林野火災の予防上注意を要すると認めるときに発令することができる注意報をいう。）が発令された場合を追加し、火入れ中に同注意報が発令された場合は、速やかに火入れを中止し、消火しなければならないこととする。
- （２） 市長が火入れの許可を行った場合には、消防長にその旨通知するものとする。
- （３） その他条文の整備を行う。

3 施行期日

公布の日

鴨川市火入れに関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
（許可の要件等） 第 3 条 市長は、火入れが次の各号に該当する場合でなければその許可をしてはならない。 （１）・（２） 略	（許可の要件等） 第 3 条 市長は、火入れが次の各号の <u>すべて</u> に該当する場合でなければその許可をしてはならない。 （１）・（２） 略

(3) <u>火入れに関し、安房郡市広域市町村圏事務組合で定める火災予防条例（昭和 47 年安房郡市広域市町村圏事務組合条例第 8 号）第 45 条の規定による安房郡市広域市町村圏事務組合消防長（以下単に「消防長」という。）への届出がなされていること。</u> （火入れの中止等） 第 11 条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、<u>強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令された場合には</u>、火入れを行ってはならない。 2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき、又は<u>強風注意報、異常乾燥注意報若しくは火災警報が発令されたときは</u>、速やかに火入れを中止し、消火しなければならない。 （緊急連絡体制の整備） 第 12 条 火入者及び火入責任者は、火入れを行うに当たっては、市長及び<u>消防長又は鴨川消防署長に直ちに連絡することのできる体制を確保しておかなければならない。</u> （新設） 第 14 条 略	（削る） （火入れの中止等） 第 11 条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、<u>強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、又は林野火災注意報若しくは火災警報が発令された場合には</u>、火入れを行ってはならない。 2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき、又は<u>強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは林野火災注意報若しくは火災警報が発令されたときは</u>、速やかに火入れを中止し、消火しなければならない。 （緊急連絡体制の整備） 第 12 条 火入者及び火入責任者は、火入れを行うに当たっては、市長及び<u>安房郡市広域市町村圏事務組合消防長（以下「消防長」という。）に直ちに連絡することのできる体制を確保しておかなければならない。</u> <u>（消防長への通知）</u> 第 14 条 市長は、火入れの許可を行った場合には、消防長にその旨を通知するものとする。 第 15 条 略
--	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 69 号

鴨川市消防条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

消防団員の定数の適正化を図るため、鴨川市消防条例（平成 17 年鴨川市条例第 150 号）の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議決を求める。

2 内容

消防団員の定数を 554 人（現行 661 人）とする。

3 施行期日

令和 8 年 10 月 1 日

鴨川市消防条例 新旧対照表

改正前	改正後
（定数） 第 5 条 消防団員（以下「団員」という。）の定数は、 <u>661 人</u> とする。	（定数） 第 5 条 消防団員（以下「団員」という。）の定数は、 <u>554 人</u> とする。

附 則

この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

議案第 70 号

令和 8 年度鴨川市一般会計補正予算（第 2 号）

1 提案理由

令和 8 年度鴨川市一般会計予算に変更を加える必要が生じ、補正予算（第 2 号）を調製したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により議決を求める。

2 内容

（1）歳入歳出補正

ア 歳入

（単位 千円）

款	補正前の額	補正額	計	説明
1 市税	4,555,301	△34,700	4,520,601	固定資産税（現年度課税分）
11 地方交付税	4,675,604	510,412	5,186,016	普通交付税
15 国庫支出金	2,578,675	19,958	2,598,633	生活保護費負担金 6,579 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 17,348 子ども・子育て支援交付金 △5,498 国民年金事務費交付金 1,056 外
16 県支出金	1,156,423	3,790	1,160,213	千葉県子ども・子育て支援補助金 1,192 地域農業構造転換支援事業補助金 1,980 運動部活動の地域展開等推進事業補助金 1,506 部活動地域展開実証事業委託金 △1,579 外
17 財産収入	15,969	592	16,561	財政調整基金利子
18 寄附金	800,000	3,170	803,170	一般寄附金 2,020 民生費寄附金 100 教育費寄附金 1,050
19 繰入金	1,303,704	△470,461	833,243	国民健康保険特別会計繰入金 2,290 介護保険特別会計繰入金 139,510 後期高齢者医療特別会計繰入金 1,952 財政調整基金繰入金 △614,213
20 繰越金	300,000	379,639	679,639	前年度繰越金

21 諸収入	278,265	4,924	283,189	生活保護費国庫負担金過年度収入 1,765 養育医療給付費徴収金 198 全国市長会防災・減災費用保険金 2,961
22 市債	637,284	172,800	810,084	小学校施設改修事業債 3,100 旧吉尾小学校屋内運動場除却事業債 82,100 青少年研修センター除却事業債 39,300 現年発生単独災害 復旧事業債（公共土木施設） 46,900 外
歳入合計	18,463,084	590,124	19,053,208	

イ 歳出（目的別） (単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 議会費	223,574	360	223,934
2 総務費	3,613,652	287,571	3,901,223
3 民生費	6,378,912	15,378	6,394,290
4 衛生費	1,943,227	14,919	1,958,146
6 農林水産業費	573,523	27,192	600,715
7 商工費	313,128	6,957	320,085
8 土木費	553,459	61,645	615,104
9 消防費	953,871	2,962	956,833
10 教育費	1,773,169	162,673	1,935,842
11 災害復旧費	8,000	5,467	13,467
14 予備費	10,000	5,000	15,000
歳出合計	18,463,084	590,124	19,053,208

ウ 歳出（性質別） (単位 千円)

区分	補正前の額	補正額	計
人件費	3,821,247	4,148	3,825,395

扶助費	3,292,949	9,917	3,302,866
物件費	3,841,979	143,150	3,985,129
維持補修費	127,340	13,524	140,864
補助費等	2,032,489	53,304	2,085,793
積立金	591,652	298,249	889,901
繰出金	1,719,601	40	1,719,641
投資的経費	783,630	62,792	846,422
普通建設事業費	769,804	9,886	779,690
補助事業費	479,453	1,980	481,433
単独事業費	233,227	7,906	241,133
災害復旧事業費	13,826	52,906	66,732
予備費	10,000	5,000	15,000
歳出合計	18,463,084	590,124	19,053,208

エ 主要事業

(単位 千円)

款項目	事業名	予算額	財源内訳				説明
			国県 支出金	地方債	その他	一般財源	
3-2-5	認定こども園維持 管理費	5,941			100	5,841	・江見認定こども園設備等改修工事 2,407 千円 令和 8 年度をもって閉園となる鴨川認定こども園の在園 児を江見認定こども園で優先して受け入れることに伴い、定 員を増やす必要があるため、子育て支援室を廃止し保育室と する等の設備等改修工事を実施する。
3-2-6	放課後児童健全育	2,519	1,678			841	・放課後児童健全育成事業補助金 2,519 千円

	成事業						待機児童を解消し、適正な環境下で児童の健全な育成を図るため、令和8年10月から支援単位を増設し運営を行う「学童クラブOURS」に対し、補助金を交付する。
6-1-3	担い手支援事業	1,980	1,980				・地域農業構造転換支援事業補助金 1,980 千円 担い手の育成、確保に向けた地域農業の構造転換を推進するため、地域の中核となって農地を引き受ける担い手の経営改善に必要な農業用機械の購入に対し、補助金を交付する。
10-1-2	旧吉尾小学校屋内運動場除却事業	91,294		82,100		9,194	・監理委託料 3,613 千円 ・解体撤去工事 87,681 千円 老朽化が著しく危険性がある旧吉尾小学校屋内運動場の解体撤去工事を実施する。
10-2-1	小学校施設改修事業	4,136		3,100		1,036	・鴨川小学校トイレ改修工事設計委託料 4,136 千円 学校施設の衛生環境の改善を図るため、鴨川小学校校舎及び屋内運動場のトイレ改修工事に係る設計業務を委託する。
10-5-5	青少年研修センター除却事業	43,714		39,300		4,414	・監理委託料 1,980 千円 ・解体撤去工事 41,734 千円 令和7年度をもって廃止した青少年研修センターの解体撤去工事を実施する。 【債務負担行為】 期間 令和8年度～令和9年度 限度額 19,316 千円
10-6-2	社会体育施設維持管理費	8,800				8,800	・宮運動広場工作物撤去工事 8,800 千円 宮運動広場の廃止に伴い、借用地を地権者に返還するため、工作物撤去工事を実施する。

【物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業】

(単位 千円)

款項目	事業名	予算額	財源内訳				説明
			国県 支出金	地方債	その他	一般財源	
7-1-2	中小企業等経営支援事業（物価高騰対策）	3,500	3,500				・ 鴨川お買い物スタンプラリー補助金 3,500 千円 市内店舗への回遊及び消費を促し、物価高騰による消費低迷の影響を受けている商工事業者等を支援するため、中小店舗が参加する鴨川お買い物スタンプラリー事業に対し、補助金を交付する。
8-5-1	建築事業者等支援事業（物価高騰対策）	19,166	17,348			1,818	・ 会計年度任用職員報酬 1,762 千円 ・ 建築事業者等支援事業補助金 16,000 千円 外 建築資材等の価格高騰による受注の落ち込み等の影響を受けている市内建築事業者等に対し、住宅のリフォーム工事等に要する費用の一部を助成する。

(2) 繰越明許費

(単位 千円)

款項	事業名	金額	説明
8-5	建築事業者等支援事業（物価高騰対策）	14,619	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して実施する、建築事業者等支援事業（物価高騰対策）について、当該補助金の申請期限を令和9年11月末と予定しており、年度内の完了が見込めないため、当該事業費を令和9年度に繰り越し使用する。

(3) 債務負担行為補正

ア 追加

(単位 千円)

事項	期間	限度額	説明
し尿処理汚泥運搬業務委託料	自 令和8年度 至 令和12年度	34,556	し尿処理汚泥運搬業務を令和9年度から4年間委託する。
青少年研修センター除却事業	自 令和8年度 至 令和9年度	19,316	青少年研修センターについて、令和9年度までの工期で解体工事を実施する。

(4) 地方債補正

ア 追加

(単位 千円)

起債の目的	限度額	説明
小学校施設改修事業	3,100	鴨川小学校トイレ改修工事設計委託料の追加に伴い、限度額を追加する。
農林水産施設現年発生単独災害復旧事業	1,400	令和8年台風第7号及び第8号に伴う大雨により被災した林道の整備工事の実施に伴い、限度額を追加する。
公共土木施設現年発生単独災害復旧事業	46,900	令和8年台風第6号、第7号及び第8号に伴う大雨により被災した市道等の修繕の実施に伴い、限度額を追加する。

イ 変更

(単位 千円)

起債の目的	限度額		説明
	補正前	補正後	
旧吉尾小学校屋内運動場除却事業	8,000	90,100	旧吉尾小学校屋内運動場除却事業に係る解体撤去工事費等の追加に伴い、限度額を追加する。
青少年研修センター除却事業	4,600	43,900	青少年研修センター除却事業に係る解体撤去工事費等の追加に伴い、限度額を追加する。

議案第 71 号

令和 8 年度鴨川市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

1 提案理由

令和 8 年度鴨川市国民健康保険特別会計予算に変更を加える必要が生じ、補正予算（第 1 号）を調製したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により議決を求める。

2 内容

（1）歳入歳出補正

ア 歳入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計	説明
4 国庫支出金		49	39	88	
	2 国庫補助金	49	39	88	社会保障・税番号制度システム整備費等補助金
10 繰入金		255,635	6,151	261,786	
	2 基金繰入金	27,946	6,151	34,097	財政調整基金繰入金
11 繰越金		19,685	6,054	25,739	
	1 繰越金	19,685	6,054	25,739	前年度繰越金
歳入合計		3,617,616	12,244	3,629,860	

イ 歳出

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		13,984	56	14,040
	1 総務管理費	8,779	56	8,835
3 国民健康保険事業費納付金		888,358	9,892	898,250
	1 医療給付費分	584,128	8,084	592,212

	2 後期高齢者支援 金等分	207,193	1,223	208,416
	3 介護納付金分	77,624	△966	76,658
	4 子ども・子育て 支援納付金分	19,413	1,551	20,964
8 諸支出金		3,901	2,296	6,197
	1 償還金及び還付 加算金	3,101	5	3,106
	2 繰出金	800	2,291	3,091
歳出合計		3,617,616	12,244	3,629,860

ウ 主要事業

(単位 千円)

款項目	事業名	予算額	財源内訳				説明
			国県 支出金	地方債	その他	一般財源	
3-1-1	医療給付費分	8,084				8,084	・医療給付費納付金 8,084 千円 令和8年度の事業費納付金が確定したことから、不足額を増額する。
3-2-1	後期高齢者支援 金等分	1,223				1,223	・後期高齢者支援金等納付金 1,223 千円 令和8年度の事業費納付金が確定したことから、不足額を増額する。
3-4-1	子ども・子育て 支援納付金分	1,551				1,551	・子ども・子育て支援納付金 1,551 千円 令和8年度の事業費納付金が確定したことから、不足額を増額する。
8-2-2	一般会計繰出金	2,291				2,291	・一般会計繰出金 2,291 千円

							令和7年度事務費等繰入金の精算に伴い、一般会計への繰出金を追加する。
--	--	--	--	--	--	--	------------------------------------

議案第 72 号

令和 8 年度鴨川市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

1 提案理由

令和 8 年度鴨川市介護保険特別会計予算に変更を加える必要が生じ、補正予算（第 1 号）を調製したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により議決を求める。

2 内容

（1）歳入歳出補正

ア 歳入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計	説明
6 繰入金		818,055	△268	817,787	
	1 一般会計繰入金	746,037	△268	745,769	職員給与費等繰入金（介護保険職員分）△412 職員給与費等繰入金（地域支援事業職員分）144
7 繰越金		1	324,449	324,450	
	1 繰越金	1	324,449	324,450	前年度繰越金
歳入合計		4,764,084	324,181	5,088,265	

イ 歳出

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		125,709	△268	125,441
	1 総務管理費	87,774	△268	87,506
6 基金積立金		45,397	56,573	101,970
	1 基金積立金	45,397	56,573	101,970
8 諸支出金		1,690	267,876	269,566

1	償還金及び還付加算金	1,689	128,366	130,055
2	繰出金	1	139,510	139,511
歳出合計		4,764,084	324,181	5,088,265

ウ 主要事業

(単位 千円)

款項目	事業名	予算額	財源内訳				説明
			国県 支出金	地方債	その他	一般財源	
8-1-2	国県支出金等返還金	128,366				128,366	・国県支出金等返還金 128,366 千円 令和7年度介護給付費等の精算に伴う国県等への返還額を追加する。
8-2-1	一般会計繰出金	139,510				139,510	・一般会計繰出金 139,510 千円 令和7年度介護給付費等の精算に伴う一般会計への繰出金を追加する。

(2) 債務負担行為

(単位 千円)

事項	期間	限度額	説明
地域包括支援センターサブセンター業務委託料	自 令和8年度 至 令和11年度	89,433	地域包括支援センターサブセンター業務の円滑な実施を図るため、令和9年4月1日から令和12年3月31日まで履行する契約等の準備手続を実施する。

議案第 73 号

令和 8 年度鴨川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

1 提案理由

令和 8 年度鴨川市後期高齢者医療特別会計予算に変更を加える必要が生じ、補正予算（第 1 号）を調製したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により議決を求める。

2 内容

（1）歳入歳出補正

ア 歳入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計	説明
3 繰入金		160,867	△1,053	159,814	事務費繰入金
	1 一般会計繰入金	160,867	△1,053	159,814	
4 繰越金		1	4,429	4,430	
	1 繰越金	1	4,429	4,430	前年度繰越金
7 国庫支出金		0	1,166	1,166	
	2 国庫補助金	0	1,166	1,166	子ども・子育て支援事業費補助金
歳入合計		780,643	4,542	785,185	

イ 歳出

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		8,660	113	8,773
	2 徴収費	7,954	113	8,067
2 後期高齢者医療 広域連合納付金		768,883	2,476	771,359
	1 後期高齢者医療 広域連合納付金	768,883	2,476	771,359

3 諸支出金		2,100	1,953	4,053
	2 繰出金	0	1,953	1,953
歳出合計		780,643	4,542	785,185

ウ 主要事業

(単位 千円)

款項目	事業名	予算額	財源内訳				説明
			国県 支出金	地方債	その他	一般財源	
2-1-1	後期高齢者医療広域連合納付金	2,476				2,476	・後期高齢者医療保険料等負担金 2,476 千円 被保険者から徴収した後期高齢者医療保険料のうち、令和7年度の未精算分を千葉県後期高齢者医療広域連合に納付する。
3-2-1	一般会計繰出金	1,953				1,953	・一般会計繰出金 1,953 千円 令和7年度後期高齢者医療保険料等負担金の精算に伴う一般会計への繰出金を追加する。

議案第 74 号

令和 8 年度鴨川市病院事業会計補正予算（第 1 号）

1 提案理由

令和 8 年度鴨川市病院事業会計予算に変更を加える必要が生じ、補正予算（第 1 号）を調製したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 2 号の規定により議決を求める。

2 内容

（1）収益的収入及び支出

ア 収入

（単位 千円）

款項目	名称	既決予定額	補正予定額	計	説明
1-1-1	入院収益	806,518	△8,892	797,626	入院収益 △8,892
1-2-6	補助金	0	15,420	15,420	国庫補助金 12,770 県補助金 2,650

イ 支出

（単位 千円）

款項目	名称	既決予定額	補正予定額	計	説明
1-1-3	経費	272,765	5,850	278,615	賃借料 1,560 委託料 4,290
1-2-2	その他医業外費用	60,080	762	60,842	雑支出 762
1-2-3	消費税及び地方消費税	5,154	△84	5,070	消費税及び地方消費税 △84

（2）資本的収入及び支出

ア 収入

（単位 千円）

款項目	名称	既決予定額	補正予定額	計	説明
1-1-1	企業債	177,900	6,400	184,300	企業債 6,400

イ 支出

(単位 千円)

款項目	名称	既決予定額	補正予定額	計	説明
1-1-1	有形固定資産購入費	194,988	5,519	200,507	医療器械等購入費 5,519
1-1-2	施設整備費	0	2,360	2,360	病院改修事業費 2,360

認定第1号 令和7年度鴨川市一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第2号 令和7年度鴨川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第3号 令和7年度鴨川市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第4号 令和7年度鴨川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

1 提案理由

令和7年度の鴨川市一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計の決算を調製したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

2 主要な施策の成果を説明する書類

別添 資料2のとおり

認定第 5 号

令和 7 年度鴨川市病院事業会計決算の認定について

1 提案理由

令和 7 年度鴨川市病院事業会計決算を調製したので、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

2 概要

（1）事業概要

項目	令和 7 年度実績	令和 6 年度実績	比較
1 年間入院患者数	16,993 人	17,848 人	△855 人
内科	16,916 人	17,791 人	△875 人
整形外科	77 人	57 人	20 人
2 年間外来患者数	44,619 人	40,403 人	4,216 人
内科	15,685 人	15,386 人	299 人
循環器内科	222 人	200 人	22 人
神経内科	0 人	4 人	△4 人
整形外科	2,361 人	3,445 人	△1,084 人
小児科	374 人	380 人	△6 人
皮膚科	771 人	807 人	△36 人
泌尿器科	336 人	381 人	△45 人
眼科	5,923 人	5,354 人	569 人
耳鼻いんこう科	369 人	323 人	46 人
歯科	18,578 人	14,123 人	4,455 人
3 事業収益	1,320,668,432 円	1,323,301,391 円	△2,632,959 円

4	事業費	1,444,812,762 円	1,441,020,181 円	3,792,581 円
5	純利益（△は純損失）	△124,144,330 円	△117,718,790 円	△6,425,540 円

・事業収益及び事業費は、消費税及び地方消費税に係る部分を除いた額を計上した。

報告第5号

令和6年度鴨川市の健全化判断比率に係る実質公債費比率の更正について

1 報告理由

令和7年第3回鴨川市議会定例会において報告した令和6年度鴨川市の健全化判断比率のうち、実質公債費比率について更正したので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により監査委員の意見を付けて報告する。

2 内容

（1） 実質公債費比率（鴨川市＝9.6％）

地方債の元利償還金と準元利償還金（一般会計以外の特別会計への繰出金のうち地方債の償還に充てたと認められるもの、組合等への負担金・補助金のうち地方債の償還に充てたと認められるもの及び債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの）の合算額から特定財源並びに元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額を控除した額を、標準財政規模から元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額を控除した額で除して得た数値

比率名	更正前	更正後
実質公債費比率	9.7％	9.6％

（2） 更正の理由

実質公債費比率の算定に用いる元利償還金に対する特定財源の額に誤りがあったことによるもの。

報告第6号

令和7年度鴨川市の健全化判断比率について

1 報告理由

令和7年度鴨川市の健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により監査委員の意見を付けて報告する。

2 内容

（1）実質赤字比率（鴨川市＝該当なし）

一般会計の実質赤字額を、標準財政規模で除して得た数値

（2）連結実質赤字比率（鴨川市＝該当なし）

一般会計、公営企業以外の特別会計及び公営企業会計の実質赤字額の合算額を、標準財政規模で除して得た数値

（3）実質公債費比率（鴨川市＝9.1％）

地方債の元利償還金と準元利償還金（一般会計以外の特別会計への繰出金のうち地方債の償還に充てたと認められるもの、組合等への負担金・補助金のうち地方債の償還に充てたと認められるもの及び債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの）の合算額から特定財源並びに元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額を控除した額を、標準財政規模から元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額を控除した額で除して得た数値

（4）将来負担比率（鴨川市＝66.2％）

一般会計の地方債現在高、債務負担行為に基づく支出予定額（公債費に準ずるもの）、一般会計以外の特別会計の元金償還に充てる一般会計からの負担見込額、組合等の元金償還に充てる負担見込額、退職手当支給予定額の一般会計負担額及び損失補償に係る一般会計の負担見込額の合算額から将来負担額の償還に充当することができる基金額及び特定財源見込額並びに地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額を控除した額を、標準財政規模から元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額を控除した額で除して得た数値

報告第7号

令和7年度鴨川市病院事業会計の資金不足比率について

1 報告理由

令和7年度鴨川市病院事業会計の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により監査委員の意見を付けて報告する。

2 内容

(1) 資金不足比率

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{ア 資金の不足額} \\ \hline \text{[該当なし]} \\ \hline \end{array} \div \begin{array}{|c|} \hline \text{イ 事業の規模} \\ \hline \text{[1,174,569 千円]} \\ \hline \end{array} \times 100 = \begin{array}{|c|} \hline \text{該当なし} \quad (\%) \\ \hline \end{array}$$

ア 資金の不足額

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{流動負債等} \\ \hline \text{[72,211 千円]} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{流動資産等} \\ \hline \text{[732,442 千円]} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{△660,231 千円} \\ \hline \end{array}$$

※ 上記の算式数値が正の値の場合のみ資金の不足額が算定され、負の場合は「該当なし」となる。

イ 事業の規模

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{営業収益} \\ \hline \text{[1,174,569 千円]} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{受託工事収益} \\ \hline \text{[なし]} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{1,174,569 千円} \\ \hline \end{array}$$